

美瑛町空き家住宅解体助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内において空き家等を解体する者に対し、その費用の一部を助成することにより、土地の有効活用を図り、もって定住の促進に寄与することを目的に、美瑛町空き家住宅解体助成金（以下「助成金」という。）について規定する。助成金の交付に当たっては、美瑛町補助金交付規則（平成9年美瑛町規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 町内に所在する建築物又は当該建築物に附属する建築物及び工作物であつて、居住その他の使用がなされていない期間が一年以上経過しているものをいう。
- (2) 町内解体業者 町内に本店を有し、空き家等の解体を行う資格及び美瑛町の入札参加資格を有している者をいう。
- (3) 町外解体業者 町外に本店を有し、空き家等の解体を行う資格及び美瑛町の入札参加資格を有している者をいう。

(助成対象区域)

第3条 この要綱による助成の対象となる区域は美瑛町内の都市計画法第8条第1項第1号で定める用途地域内とする。

(助成対象空き家等)

第4条 この助成金の交付対象となる空き家等は、前3条に定める区域内に位置し、次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない。

- (1) 建築後40年を経過した空き家等のうち、専用住宅、共同住宅、長屋住宅又は居住の用に供する部分が延べ面積の2分の1以上である併用住宅であること。
- (2) 所有権以外の権利が設定されていないものであること。
- (3) この要綱に定める助成事業以外に、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないものであること。
- (4) 助成対象となる空き家の解体工事が未着手のもの。

(助成対象者)

第5条 この要綱による助成を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 助成対象空き家等及び当該助成対象空き家等の用に供されている土地の登記簿上の所有者であること。
- (2) 解体について、助成対象空き家等及び当該助成対象空き家等の用に供されている土地の登記簿上の所有者全員の同意を得ている者であること。
- (3) 前号の所有者全員が町税等を滞納していないこと。
- (4) 過去に申請者及び申請者と同一世帯の中に助成金の交付を受けたものがないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（助成対象工事）

第6条 この要綱による助成の対象となる工事（以下「助成対象工事」という。）は、助成対象空き家等を解体する工事であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 助成対象空き家等の全部を除却する工事であること。
- (2) 解体する工事を行うために必要な資格等を有している業者が行う工事であること。
- (3) この要綱による助成を受けようとする年度の末日までに完了する工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる工事は助成対象としない。

- (1) 助成対象空き家等のうち、当該建築物に附属する建築物及び工作物のみを解体する工事であること。
- (2) 申請者及び申請者と同一世帯の者が家屋の建て替えに伴う解体工事を行うもの。

（助成金の額）

第7条 助成金の額は、助成対象工事に要する経費に対し、別表の助成率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定による助成金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、助成金の額が別表に定める上限額を超える場合は、上限額とする。

3 申請時に提出する解体工事見積書は2社以上とし、申請書に記載する工事見積額は最低価格見積業者の見積額とする。

（助成金の交付申請）

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（別記様式第1号）に必要な関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定及び通知）

第9条 町長は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきと認めた場合は、助成金の交付を決定し、助成対象者に助成金交付決定通知書により通知するものとする。

（助成金の条件）

第10条 町長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金交付の目的を達成するため次のとおり条件を附す。

- (1) 建設リサイクル法その他関係する法令を遵守すること。
- (2) 助成事業等の内容の変更、中止、廃止をする場合は、町長の承認を受けること。
- (3) 助成事業等が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) その他町長が必要と認めること。

（工事の完了及び助成金の請求）

第11条 助成対象者は、助成事業が完了したときは、速やかに工事完了届兼助成金請求書（別記様式第2号）に必要な関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第 12 条 町長は、工事完了届兼助成金請求書を受理した後、所定の審査を行い、助成金を交付するものとする。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるものを除くほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

別表

町内解体業者		町外解体業者	
助成率	上限額	助成率	上限額
1/2	40 万円	1/3	30 万円